

指定居宅介護支援契約書

あさひケアサービス株式会社
あさひケア居宅介護支援事業所

居宅介護支援契約書

様(以下「利用者」という)と法人/あさひケアサービス株式会社
「あさひケア居宅介護支援事業所」(以下、「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う
居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

※サービス提供事業所は利用者が自由に選択でき、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができます。

また、居宅介護支援員等に対し指定サービス事業所選定理由等を求める事が出来ます。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者とその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者によりサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ 指定居宅サービス事業者は利用者および家族が自由に選択することが出来、介護支援専門員はその手助けを行うものとします。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書に明記されているとおりです。

第12条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第13条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。

第15条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条(法令遵守)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。
- 3 平成30年5月より「特定事業所加算Ⅲ」の算定を行うものとします。
- 4 令和2年12月より「特定事業所加算Ⅱ」の算定を行うものとします。
- 5 令和元年10月より介護報酬の見直し(改正)により介護利用料が一部変更になっています。
- 6 令和5年1月より「特定事業所加算Ⅲ」の算定を行うものとします。
- 7 令和5年8月より「特定事業所加算Ⅱ」の算定を行うものとします。

第19条(合意管轄裁判所)

利用者と事業者は、この契約の履行において、第18条の2項をもってしても解決が困難な事由が発生した場合に、やむを得ず裁判によって解決を図る場合は、事業者の住所地を所轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ
保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日
契約者氏名

ご利用者

<住所>

<氏名>

代理人/選任する場合

<住所>

<氏名>

(続柄/)

事業者

<事業者名> あさひケアサービス株式会社
<事業者住所> 兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11
<代表者名> 代表取締役 西畑 秀生
<電話番号> 078-596-4141

<事業所名> あさひケア居宅介護支援事業所
<事業所住所> 兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11
<管理者名> 佐々木和代
<電話番号> 078-596-4141

指定居宅介護支援重要事項説明書

あさひケアサービス株式会社
あさひケア居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年1月1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

あさひケア居宅介護支援事業所

代表電話 078-596-4141 (月～金 午前9時～午後6時まで)

担当介護支援専門員 氏名 _____

※担当介護支援専門員から代表電話番号以外の連絡先をお伝えする場合がございます。

2. あさひケア居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あさひケア居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11
介護保険指定番号	居宅介護支援(2875002350)
サービスを提供する地域	神戸市北区 (該当地域以外の方はご相談ください)

(2) 同事業所の職員体制

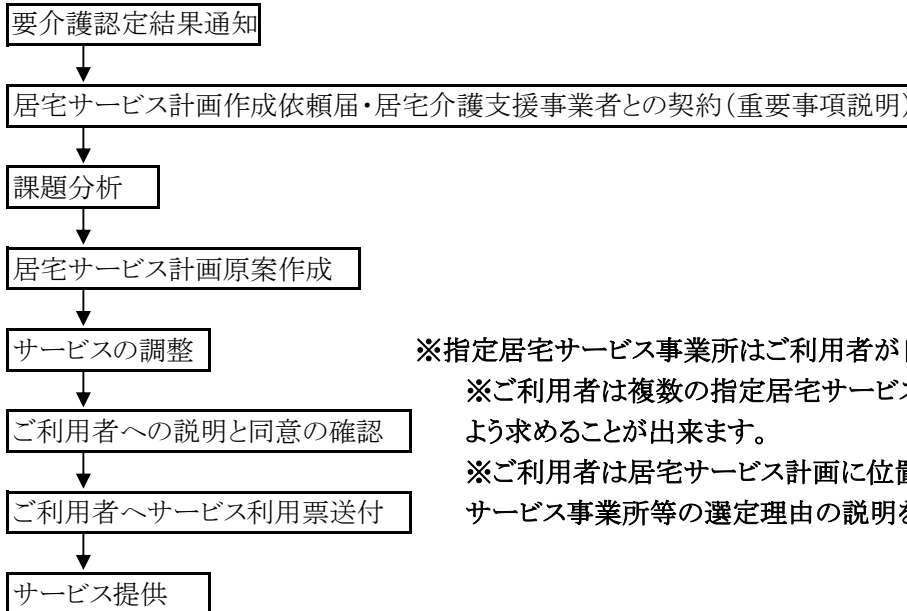
	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 主任介護支援専門員	1名		相談援助業務	1名
主任介護支援専門員	1名	1名	相談援助業務	2名
介護支援専門員	2名		相談援助業務	2名
介護支援専門員		1名	相談援助業務	1名
			介護支援専門員 計	6名

(3) 同事業所営業時間

月～金	午前9時～午後6時
土・日	原則 休業

12月29日～1月3日は原則休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



※指定居宅サービス事業所はご利用者が自由に選択できます。
※ご利用者は複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができます。
※ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護認定を受けられた方は、介護支援専門員に対する報酬は
介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市区町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

要介護1, 2	要介護3~5
16,335	19,858

※平成30年5月より「特定事業所加算Ⅲ」を算定
※令和2年12月より「特定事業所加算Ⅱ」を算定
※令和5年1月より「特定事業所加算Ⅲ」を算定
※令和5年8月より「特定事業所加算Ⅱ」を算定

(2) コピー料

コピー1枚につき20円の実費負担をいただきます。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費の実費をいただきます。
(実費は車の場合、1kmにつき60円をいただきます。公共交通機関の場合は実費をいただきます)

(4) 解約料

[請求しない場合]

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

(5) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、銀行振込、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社介護支援専門員がお伺いいたします。
指定居宅サービス契約を説明し締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のあんしんすこやかセンター他の居宅介護支援事業所等のご紹介、引継ぎを行います。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、または要支援と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

事業者は、ご利用者又はそのご家族の著しい不信行為により継続が困難と判断した場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除できるものとします。

この場合、事業者は地域包括支援センターにその旨を連絡します。

また、下記の事例においては、直ちに行政機関や他職種・関係機関と相談のうえ対応を行い、当事業所においては契約を終了いたします。

1. 暴言や暴力(直接的、間接的を問わず) (パワーハラスメント)
2. 威圧的または性的な言動 (パワーハラスメント、セクシャルハラスメント)
3. 過剰な内容や無理な要求を求められる場合 (カスタマーハラスメント)
4. その他、通常の対応を行う事が困難な場合等

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- ・事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ・ご希望のサービス事業所が無い場合は介護支援専門員がご相談に応じます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成の手法 アセスメント方式等

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	○	対面アセスメント方式による
介護支援専門員への研修の実施	○	毎月研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	×	前記4の(4)参照
その他		

※「業務継続計画」は本社作成分に準じ策定済みであるが、状況に応じ変更が生じる事もある

7. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 佐々木和代 電話 078-596-4141

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

神戸市福祉局監査指導部

電話 078-322-6326

受付時間 8:45～12:00 13:00～17:30 (平日)

養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内)

電話 078-322-6774

受付時間 8:45～12:00 13:00～17:30 (平日)

神戸市消費生活センター

電話 078-371-1221

受付時間 8:45～17:30 (平日)

兵庫県国民健康保険団体連合会

電話 078-332-5617

受付時間 8:45～17:15 (平日)

8. 当社の概要

名称・法人種別	あさひケアサービス株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 西畑 秀生
本社所在地・電話番号	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11 078-596-4141
定款の目的に定めた事業	・要介護者、高齢者、病人、身体障害者の入浴、排泄、 食事その他日常生活における介護サービスに関する業務 ・介護機器及び介護用品並びに医療機器の販売斡旋・レンタル ・住宅の建築及び住宅リフォーム並びにこれらの斡旋 ・居宅介護支援事業 ・居宅介護サービス事業 ・その他これに付随する業務
営業所数等	居宅介護支援 1カ所 訪問介護事業所 2カ所 介護予防訪問介護 2カ所 通所介護 2カ所 介護予防通所介護 2カ所 サービス付き高齢者向け住宅 2棟

※ 令和3年4月より法改正に伴う事項を追記する。

令和6年4月1日 更新

(ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から以下の通り運営情報の説明義務を果たすものとする。)

- ① 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- 訪問介護 > 25.5%
 - 通所介護 > 12.3%
 - 福祉用具貸与 > 25.8%
 - 地域通所介護 > 7.8%
- ② 訪問介護 > あさひケアグループ (33.59%) ほくとヘルパーステーション (27.83%) ツクイ (9.14%)
福祉用具 > ケアサポート西本 (11.78%) トーカイ (株) (35.53%) エイチ・ジー (23.78%)
通所介護 > あさひリハビリポート (19.26%) こんぺいとう (15.57%) 鈴の音デイサービス (9.34%)
地域通所 > デイわらく (23.12%) リハ長楽 (14.83%) デイいつぶく (11.61%)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11
名称 あさひケア居宅介護支援事業所

管理者 佐々木和代

説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

(代理人/選任する場合)

住所

氏名

(続柄/)

別紙1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援(i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45未満である場合 又は45以上である場合において、45未満の部分	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合 において、45以上60未満の部分	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合 において、60以上の部分	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援(i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50未満である場合 又は50以上である場合において、50未満の部分	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50以上である場合 において、50以上60未満の部分	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50以上である場合 において、60以上の部分	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護 ・指定福祉用具貸与)	1月につき 200単位 減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の 50%に減算
	運営基準減算が2月以上継続している場合	算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅	所定単位数の 100分の95に相当する 単位数を算定
	介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は 居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を 除く。)に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	
高齢者虐待防止措置 未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための 基準を満たさない場合	所定単位数の100分の 1に相当する単位数を 減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の100分の 1に相当する単位数を 減算 (令和7年4月以降)

特定事業所加算

算定要件		加算 (Ⅰ) (519単位)	加算 (Ⅱ) (421単位)	加算 (Ⅲ) (323単位)	加算 (A) (114単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 2名以上	○ 1名以上	○ 1名以上	○ 1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 3名以上	○ 3名以上	○ 2名以上	○ 常勤1名かつ 常勤換算 2名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
⑤	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑥	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑦	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑧	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑨	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑩	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑬	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑭	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125単位

算定要件	
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること ※ 令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
③	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位

申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあつて、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代행을希望します。

1. 申請代行の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出することが難しい場合であつて申請代행을依頼された場合

2. 申請代行する書類等の範囲

- ・ 要介護認定更新・変更申請書
- ・ その他()

3. 申請代行を行なう期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

あさひケア居宅介護支援事業所

管理者 佐々木和代

利用者

代理人/選任する場合

(続柄/)

申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあつて、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代行業を希望します。

1. 申請代行業の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出することが難しい場合であつて申請代行業を依頼された場合

2. 申請代行業する書類等の範囲

- ・ 要介護認定更新・変更申請書
- ・ その他()

3. 申請代行業を行なう期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

あさひケア居宅介護支援事業所

管理者 佐々木和代

利用者

代理人/選任する場合

(続柄/)

居宅介護支援重要事項説明書 同意書

<令和6年4月1日 改定 >

令和6年4月からの介護保険制度改正に伴い、「居宅介護支援費」、「特定事業所加算」等について基本報酬の変更がありましたので、以下のとおりご説明申し上げます。

介護認定を受けられた方は、介護支援専門員に対する報酬は

介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日神戸市の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1, 2	要介護3～5
16,335	19,858

※平成30年5月より「特定事業所加算Ⅲ」を算定

※令和2年12月より「特定事業所加算Ⅱ」を算定

※令和5年1月より「特定事業所加算Ⅲ」を算定

※令和5年8月より「特定事業所加算Ⅱ」を算定

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書について、事業者から契約書および本書面に基づいて変更点について説明をいたしました。

事業者

所在地 兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3-11-11

名称 あさひケア居宅介護支援事業所

管理者 佐々木和代

説明者

私は、重要事項説明書について、事業者から契約書および本書面に基づいて変更点について説明を受け、同意いたしました。

利用者 住所

氏名

(代理人/選任する場合) 住所

氏名

氏名